

※無申告加算税率の変更（関税法第 12 条の 3 の改正：2024 年 1 月 1 日施行）

従前は、無申告加算税率は 15%、納税額が 50 万円を超える部分にさらに 5%が加重無申告加算税として加えられていた。結果として、納税額が 50 万円を超える部分は、20%であった。

法改正により、上記に加え、納税額が 300 万円を超える部分は、30%に引き上げられた。

※税関事務管理人制度の見直し（関税法第 95 条の改正：2023 年 10 月 1 日施行）

関税法第 95 条(税関事務管理人)の規定において、以下のことが規定された。

- 1 本邦に住所及び居所を有しない者等が、税関事務管理人の届出をしなかったときは、税関関係手続に係る税関長は、当該申告者等（本邦に住所及び居所を有しない者等）に対し、税関関係手続等のうち税関事務管理人に処理させる必要があると認められるものとして財務省令で定めるもの（特定事項）を明示して、60 日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに、税関事務管理人の届出をすべきことを書面で求めることができる。
- 2 申告者等（本邦に住所及び居所を有しない者等）が税関事務管理人の届出をしなかったときは、税関関係手続に係る税関長は、本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの（国内便宜者）に対し、当該申告者等の税関事務管理人となることを書面で求めることができる。
- 3 上記 1 の税関長は、申告者等（本邦に住所及び居所を有しない者等）が指定日までに税関事務管理人の届出をしなかったときは、上記 2 により税関事務管理人となることを求めた国内便宜者のうち一定の者を、特定事項を処理させる税関事務管理人（特定税関事務管理人）として指定することができる。